

# 福井県報

号外第47号  
平成25年  
5月14日(火)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

### 告示

- 内水面に係る共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七四・水産課)……………
- 海面に係る共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二七五・同)……………

## 知 示

### 福井県告示第274号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業および区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

#### 共同漁業

- 1 免許予定日  
平成25年9月1日
- 2 存続期間  
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間  
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区  
公示番号 内共第1号  
(1) 免許の内容たるべき事項

#### ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	あ ま ご 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃
〃	も く ず が に 〃	〃

#### イ 漁場の位置

福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

#### ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位325度の線と対岸との交点(通称馬谷)

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

(ア) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

(イ) 坂井市三国町港橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ウ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川左岸との交差点

(エ) 大野市堀兼真名川堀兼えん堤下流端と真名川右岸との交差点

(オ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(カ) 笹生川ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(キ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川左岸

(ク) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの熊河川右岸

(ケ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸

(コ) 雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸

(2) 制限または条件

港湾区域においては、港湾管理者または港長が漁具の敷設または漁業の操作について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

(3) 関係地区

福井市、大野市（旧和泉村を除く。）  
、勝山市、吉田郡永平寺町、坂井市  
公示番号 内共第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃
〃	あじめどじょう 〃	〃

イ 漁場の位置

大野市（旧和泉村に限る。）

ウ 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と基点第25号と基点第26号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域、(ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の此の木谷川の区域および(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の石徹白川本流および支流の区域を除く。

基点第3号 大野市下打波52字3-10と大野市下山72字1-19との境界（九頭竜川右岸）から真方位325度の線と対岸との交点（通称馬谷）

基点第4号 基点第3号から真方位86度の線（天然巨大岩石頂点を見通した点）と対岸との交点

基点第25号 大野市長野国土交通省九頭竜ダム測量杭（No. 3）

基点第26号 大野市長野国土交通省九頭竜ダム測量杭（No. 4）

(ア) 大野市川合九頭竜川右岸と石徹白川左岸との交差点

(イ) 大野市鷲九頭竜川鷲ダム下流端から下流330メートルの九頭竜川左岸

(ウ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川左岸

(エ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川右岸

(オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂20字1-2と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字鬼神山1-8との境界（石徹白川右岸県境）

(カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂19字2-9と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字大山1-2との境界（石徹白川左岸県境）

(2) 関係地区

大野市（旧和泉村に限る。）

公示番号 内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村および旧美山町を除く。）、越前市、鯖江市、南条郡南越前町（旧河野村を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の底喰川本流および支流の区域、基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川の区域、(ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の狐川の区域、(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の江端川および(キ)と(ク)とを結ぶ線から上流の天王川の区域を除く。

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との

交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

(ア) 福井市三ツ屋町底喰川左岸と同町日野川右岸との交差点

(イ) 福井市地藏堂町底喰川右岸と同町日野川右岸との交差点

(ウ) 福井市東下野町狐川左岸と同町日野川右岸との交差点

(エ) 福井市角折町狐川右岸と同町日野川右岸との交差点

(オ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川左岸との交差点

(カ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川右岸との交差点

(キ) 丹生郡越前町乙坂向浜堤防（天王川右岸）

(ク) (キ)から真方位340度の線と対岸との交点

(2) 関係地区

福井市（旧越廼村および旧美山町を除く。）、越前市、鯖江市、南条郡南越前町

公示番号 内共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃

〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃
〃	に じ ま す 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村および旧清水町を除く。）、今立郡池田町および吉田郡永平寺町（旧松岡町に限る。）

ウ 漁場の区域

次の基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域。

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

(2) 関係地区

福井市（旧越廼村および旧清水町を除く）および今立郡池田町

公示番号 内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

あわら市（旧芦原町を除く）および坂井市丸岡町

ウ 漁場の区域

次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から上流の竹田川本流および支流の区域。

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の竹田川本流の区域を除く。

基点第9号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

基点第10号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

(ア) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸左岸下流端

(イ) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸右岸下流端

(ウ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

(エ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(2) 関係地区

坂井市丸岡町

公示番号 内共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

南条郡南越前町（旧南条町および旧

今庄町を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号とを結ぶ線から上流の河野川本流および支流の区域。

基点第11号 南条郡南越前町河野河野川八幡橋橋台下流端を結ぶ線と河野川左岸との交差点

基点第12号 南条郡南越前町河野河野川八幡橋橋台下流端を結ぶ線と河野川右岸との交差点

(2) 関係地区

南条郡南越前町赤萩、河内および河野

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

敦賀市

ウ 漁場の区域

次の基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の笹の川本流および支流の区域。

基点第13号 敦賀市松島町松島突堤排水口（笹の川左岸）

基点第14号 基点第13号から真方位90度の線と対岸

との交点（笹の川右岸）

(2) 関係地区

敦賀市

公示番号 内共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町

ウ 漁場の区域

次の点(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域。

基点第15号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界（耳川左岸）

基点第16号 基点第15号から真方位93度の線と対岸との交点（耳川右岸）

(ア) 基点第15号から下流620メートルの耳川左岸

(イ) 基点第16号から下流620メートルの耳川右岸

(2) 関係地区

三方郡美浜町

公示番号 内共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第五種共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から12月31日まで

〃	こ	い	〃	〃
〃	ふ	な	〃	〃
〃	や	ま	め	〃

イ 漁場の位置

小浜市および三方上中郡若狭町（旧三方町を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域。

基点第42号 小浜市雲浜二丁目北川右岸護岸堤先端

基点第43号 小浜市内二丁目北川左岸護岸堤先端

基点第44号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県高島市今津町杉山との境界（北川右岸県境）

基点第45号 北川左岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県高島市今津町杉山との境界（北川左岸県境）

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町（旧三方町を除く。）および大飯郡おおい町（旧大飯町を除く。）

公示番号 内共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
----	----	----

第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな	〃

イ 漁場の位置

小浜市

ウ 漁場の区域

次の基点第43号と基点第46号とを結ぶ線から上流の多田川本流および支流の区域。

基点第43号 小浜市内二丁目北川左岸護岸堤先端

基点第46号 基点第43号から真方位168度の線と対岸との交点（多田川左岸）

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町（旧三方町を除く。）および大飯郡おおい町（旧大飯町を除く。）

公示番号 内共第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	ふな	〃
〃	やまめ	〃

イ 漁場の位置

小浜市および大飯郡おおい町（旧大飯町を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第47号と基点第48号とを結ぶ線から上流の南川本流および支流の区域。

基点第47号 小浜市津島南川右岸護岸堤先端

基点第48号 基点第47号から真方位222度30分の線と対岸との交点（南川左岸）

(2) 関係地区

小浜市、三方上中郡若狭町（旧三方町を除く。）および大飯郡おおい町（旧大飯町を除く。）

公示番号 内共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	いwana	〃
〃	やまめ	〃

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町（旧名田庄村を除く。）

ウ 漁場の区域

次の基点第21号と基点第22号とを結ぶ線から上流の佐分利川本流および田井谷川および大谷川の区域。

基点第21号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川左岸との

交差点

基点第22号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川右岸との交差点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町（旧名田庄村を除く。）

)

公示番号 内共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし	〃
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな	〃
〃	わかさぎ	〃
〃	うなぎ	〃
〃	えび	〃

イ 漁場の位置

あわら市

ウ 漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および観音川本流の区域。

基点第23号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点

基点第24号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

(2) 関係地区

あわら市北潟、浜坂、波松、城および城新田  
 公示番号 内共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置

福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および瀬越町

ウ 漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および(ウ)と(エ)とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および大聖寺川本流の区域。

基点第23号 あわら市浜坂開田橋  
 左岸両親柱中央点

基点第24号 あわら市浜坂開田橋  
 右岸両親柱中央点

(ア) 石川県加賀市塩屋大橋橋台左端を結ぶ線と大聖寺川左岸との交差点

(イ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台左端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点

(ウ) 福井県あわら市大字浜坂字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端

(エ) 石川県加賀市塩屋町大聖寺川河口右岸防波堤先端

(2) 関係地区

福井県あわら市北潟、浜坂、波松、城および城新田ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および瀬越町

公示番号 内共第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ〃	〃
〃	くろだい〃	〃
〃	はぜ〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く。)

ウ 漁場の区域

次の基点第27号と基点第28号とを結ぶ線、(ア)と基点第29号とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた久々子湖の区域。

基点第27号 三方郡美浜町大字南の庄宅地33の1地先(早瀬川左岸)

基点第28号 三方郡美浜町大字早

瀬字橋向宅地2番地先(早瀬川右岸)

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)

(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)

(2) 関係地区

三方郡美浜町久々子、早瀬、松原、和田および坂尻

公示番号 内共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	はぜ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町(旧上中町を除く。)

ウ 漁場の区域

次の基点第29号と(ア)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線および陸

岸とによって囲まれた水月湖、菅湖および浦見川の区域。

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)

基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角

(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)

(イ) 基点第30号から真方位350度40分の線と対岸との交点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町海山および気山

公示番号 内共第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	もろこ〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃

〃	え	び	〃
---	---	---	---

- イ 漁場の位置  
三方上中郡若狭町
- ウ 漁場の区域  
次の基点第30号と(ア)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域。  
基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角  
(ア) 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点
- (2) 制限または条件  
ア えり漁業は、4統以内とする。  
イ 地びき網漁業は、1統に限る。
- (3) 関係地区  
三方上中郡若狭町鳥浜

区画漁業

- 1 免許予定日  
平成25年9月1日
- 2 存続期間  
平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
- 3 申請期間  
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および地元地区  
公示番号 内区第1号
- (1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第二種区画漁業  
名称 こいおよびふな養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで

- で
- イ 漁場の位置  
三方上中郡若狭町鳥浜地先
- ウ 漁場の区域  
次の基点第34号、(ア)および(イ)の各点を順次に結んだ線と(イ)の西方の陸岸とによって囲まれた区域。  
基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱  
基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱  
(ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点  
(イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点
- (2) 地元地区  
三方上中郡若狭町鳥浜  
公示番号 内区第11号
- (1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第一種区画漁業  
名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置  
三方上中郡若狭町鳥浜地先
- ウ 漁場の区域  
次の基点第50号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第51号の各点を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。ただし、B号産卵場の区域を除く。  
基点第50号 三方上中郡若狭町鳥

- 浜鱒川河口右岸突端に設置した標柱  
基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱  
(ア) 基点第50号から真方位347度140メートルの点  
(イ) 基点第50号から真方位353度250メートルの点  
(ウ) (イ)から真方位45度30メートルの点
- (2) 地元地区  
三方上中郡若狭町鳥浜  
公示番号 内区第12号
- (1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第一種区画漁業  
名称 こいおよびふな小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置  
三方上中郡若狭町海山地先
- ウ 漁場の区域  
次の基点第40号と基点第41号とを結んだ線および基点41号の西方の陸岸とによって囲まれた区域。  
基点第40号 三方上中郡若狭町海山第70号明者4番の西角から真方位263度50メートルの点  
基点第41号 三方上中郡若狭町海山第47号小向2東角から真方位263度100メートルの点
- (2) 地元地区  
三方上中郡若狭町海山

福井県告示第275号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、共同漁業、区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および関係地区または地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。  
平成25年5月14日  
福井県知事 西川 一誠

共同漁業

- 1 免許予定日  
平成25年9月1日
- 2 存続期間  
平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間  
平成25年6月3日から同年7月19日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区  
公示番号 共第1号
- (1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
〃	さざえ	〃
〃	とこぶし	〃
〃	ばい貝	〃
〃	かき	〃
〃	あさり	〃

# 福井県報

号外第32号  
平成30年  
5月30日(水)  
火・金曜日発行  
1月1800円郵送料共

## 目次

### 告示

- 海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六〇・水産課)……………|
- 内水面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項の決定(二六一・回)……………|

## 知 示

### 福井県告示第260号

漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、海面に係る区画漁業および定置漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年5月30日  
福井県知事 西川 一誠

#### 区画漁業

- 1 免許予定日  
平成30年9月1日
- 2 存続期間  
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 3 申請期間  
平成30年6月4日から同年7月20日まで
- 4 免許の内容たるべき事項および地元地区  
公示番号 区第1号  
(1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 わかめおよびこんぶ養殖業  
時期 10月1日から翌年5月31日まで  
イ 漁場の位置

- 坂井市三国町崎地先
- ウ 漁場の区域  
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
(ア) 坂井市三国町崎地先飛島に設置された崎沖防波堤西端  
(イ) (ア)から真方位180度130メートルの点  
(ウ) (イ)から真方位90度80メートルの点  
(エ) 坂井市三国町崎地先飛島東端
- (2) 地元地区  
坂井市三国町崎  
公示番号 区第2号  
(1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 はまち、たい、にじます、さくらすおおよびぎんざけ小割式養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置  
福井市鷹巣地先
- ウ 漁場の区域  
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域  
基点第1017号 福井市和布町地係(福井市漁業協同組合)に設置した標鉄  
(ア) 基点第1017号から真方位327.5度163メートルの点  
(イ) (ア)から真方位320度12メートルの点  
(ウ) (イ)から真方位233度40メー

- ルの点  
(エ) (ウ)から真方位140度12メートルの点
- (2) 地元地区  
福井市和布町  
公示番号 区第3号  
(1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業  
名称 わかめおよびほんだわら養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置  
福井市居倉地先
- ウ 漁場の区域  
次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに(ア)と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域  
基点第33号 福井市蒲生町と同市居倉町の境界に設置した標柱  
(ア) 基点第33号から真方位293度400メートルの点  
(イ) 基点第33号から真方位293度650メートルの点  
(ウ) 基点第33号から真方位274度30分790メートルの点  
(エ) 基点第33号から真方位263度560メートルの点
- (2) 地元地区  
福井市大味町、菜崎町、蒲生町および居倉町  
公示番号 区第5号  
(1) 免許の内容たるべき事項  
ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第1種区画漁業

(ア) 基点第328号から真方位349度2, 255メートルの点  
 (イ) 基点第328号から真方位335度2, 380メートルの点  
 (ウ) 基点第328号から基点第246号を見通す線上330メートルの点

(2) 地元地区  
 大飯郡高浜町和田  
 公示番号 定第58号

(1) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業の種類、名称および時期  
 種類 定置漁業  
 名称 いわし定置漁業  
 時期 1月1日から12月31日まで  
 イ 漁場の位置  
 大飯郡高浜町音海地先  
 ウ 漁場の区域  
 基点第261号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)および(オ)を順次に結んだ線ならびに基点第261号と(オ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域  
 基点第260号 大飯郡高浜町音海地先風島南端に設置した標柱  
 基点第261号 大飯郡高浜町音海地先沖まくりを設置した標柱  
 (ア) 基点第260号から真方位113度250メートルの点  
 (イ) 基点第260号から真方位91度1, 000メートルの点  
 (ウ) 基点第260号から真方位55度950メートルの点  
 (エ) 基点第260号から真方位51度30分8.45メートルの点  
 (オ) 基点第260号から真方位91度

150メートルの点

(2) 地元地区  
 大飯郡高浜町事代、塩土および音海  
 公示番号 定第60号

(1) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業の種類、名称および時期  
 種類 定置漁業  
 名称 ぶり定置漁業  
 時期 1月1日から12月31日まで  
 イ 漁場の位置  
 大飯郡高浜町音海地先  
 ウ 漁場の区域  
 基点第262号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)および(エ)を順次に結んだ線ならびに基点第262号と(エ)を直線で結んだ線によって囲まれた区域  
 基点第262号 大飯郡高浜町音海地先小礁に設置した標柱  
 (ア) 基点第262号から真方位86度700メートルの点  
 (イ) 基点第262号から真方位81度1, 300メートルの点  
 (ウ) 基点第262号から真方位43度1, 300メートルの点  
 (エ) 基点第262号から真方位38度700メートルの点

(2) 地元地区  
 大飯郡高浜町事代、塩土および音海  
 公示番号 定第61号

(1) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業の種類、名称および時期  
 種類 定置漁業  
 名称 ぶり定置漁業  
 時期 1月1日から12月31日まで  
 イ 漁場の位置

大飯郡高浜町上瀬地先  
 ウ 漁場の区域  
 基点第285号、次の点(ア)、(イ)および基点第286号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
 基点第285号 大飯郡高浜町上瀬地先眼浦に設置した標柱  
 基点第286号 大飯郡高浜町上瀬地先甲ヶ崎に設置した標柱  
 (ア) 基点第285号から真方位103度390メートルの点  
 (イ) 基点第286号から真方位80度390メートルの点

(2) 地元地区  
 大飯郡高浜町上瀬

福井県告示第261号  
 漁業法(昭和24年法律第267号)第1条第1項の規定に基づき、内水面に係る区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、存続期間、申請期間および地元地区を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。  
 平成30年5月30日  
 福井県知事 西川 一誠

区画漁業

1 免許予定日  
 平成30年9月1日

2 存続期間  
 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

3 申請期間  
 平成30年6月4日から同年7月20日まで

4 免許の内容たるべき事項および地元地区

公示番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業の種類、名称および時期  
 種類 第2種区画漁業  
 名称 こいおよびふな養殖業  
 時期 1月1日から12月31日まで  
 イ 漁場の位置  
 三方上中郡若狭町鳥浜地先  
 ウ 漁場の区域  
 基点第34号、次の点(ア)および(イ)を順次に結んだ線と(イ)の西方の陸岸によって囲まれた区域  
 基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱  
 基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱  
 (ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点  
 (イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点

(2) 地元地区  
 三方上中郡若狭町鳥浜  
 公示番号 内区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項  
 ア 漁業の種類、名称および時期  
 種類 第1種区画漁業  
 名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式養殖業  
 時期 1月1日から12月31日まで  
 イ 漁場の位置  
 三方上中郡若狭町鳥浜地先  
 ウ 漁場の区域  
 基点第50号、次の点(ア)、(イ)、(ウ)お



よび基点第51号を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸によって囲まれた区域。ただし、B号産卵場の区域を除く。

基点第50号 三方上中郡若狭町鳥浜  
鱒川河口右岸突端に設置した標柱

基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜  
山古川河口右岸突端に設置した標柱

- (ア) 基点第50号から真方位347度  
140メートルの点
  - (イ) 基点第50号から真方位353度  
250メートルの点
  - (ウ) (イ)から真方位4.5度30メートル  
の点
- (2) 地元地区  
三方上中郡若狭町鳥浜